

災害見舞約款改定のご案内

一般財団法人 簡易保険加入者協会

見舞契約について、災害見舞約款を見直し、契約開始日が平成31年5月1日以降となるご契約より、以下の改定を実施いたしますのでご案内申し上げます。

1 掛金額を改定します。

- 近年の地震、豪雨・豪雪、台風等の自然災害による見舞金のお支払いが増加していること、下記2～5の補償内容の見直しをすることに伴い、掛金額が引上げとなります。
- 改定後の1口当たりの掛金額は次のとおりです。

区分	改定前			改定後		
	現金払込み	自動払込み	振替払込み	現金払込み	自動払込み	振替払込み
新規	170円	-	170円	190円	-	190円
継続	150円	145円	145円	185円	175円	175円

2 損害の区分を見直します。

- これまで「半壊」としていた損害の区分のうち、被害の状況が大きいものについては新たに「大半壊」の区分を設けて、補償を厚くします。

[改定前]	[改定後]	損害区分	被害の状況	
			家屋	家財
半壊	大半壊 半壊	大半壊	損壊が延床面積の50%以上 70%未満 主要構造部の損害額が時価の40%以上 50%未満	損害が家財全体の60%以上 70%未満
			半壊	損壊が延床面積の20%以上 50%未満 主要構造部の損害額が時価の20%以上 40%未満

- 「大半壊」の加入口数1口当たりの見舞金の額は次のとおりです。※

<不慮の災害の場合（地震等災害を除く。）>

区分	木造住宅	鉄筋住宅
大半壊	6万円	9万円
半壊	5万円	7万5千円

<地震等災害の場合>

区分	木造住宅	鉄筋住宅
大半壊	2万4千円	3万6千円
半壊	2万円	3万円



※ お支払いする見舞金の額は損害額の範囲内です。

損害額とは、災害見舞約款で定める時価評価額により算出するものをいい、修理に必要な経費を含みません。

3 「一部損壊」の場合の見舞金の額を見直します。

- 「一部損壊」のうち損害額が5万円以上10万円未満の場合の見舞金の額について、加入口数に応じた算出方法に改めます。※

<不慮の災害の場合（地震等災害を除く。）>

改定前		改定後	
木造住宅	鉄筋住宅	木造住宅	鉄筋住宅
加入口数が31口以上のときは、一律2万円		加入口数1口当たり	加入口数1口当たり
加入口数が30口以下のときは、一律1万円		600円	900円

<地震等災害の場合>

改定前		改定後	
木造住宅	鉄筋住宅	木造住宅	鉄筋住宅
加入口数が31口以上のときは、一律1万円		加入口数1口当たり	加入口数1口当たり
加入口数が30口以下のときは、一律5千円		300円	450円

- ※ お支払いする見舞金の額は損害額の範囲内です。
損害額とは、災害見舞約款で定める時価評価額により算出するものをいい、修理に必要な経費を含みません。

4 居住する上で必要な屋外の附属物や設備器具についても見舞金のお支払いの対象とします。

- 見舞金のお支払いの対象としていなかった屋外に設置されている附属物や設備器具のうち、屋外に設置されていても居住する上で必要な、家屋本体と構造上不可分の附属物（物干場、ベランダ、テラス等）、給排水、ガス、電気、冷暖房、衛生に係る家屋本体に固定・一体化した設備器具や機能上家屋内の設備と分離できない設備器具（エアコン室外機、TVアンテナ、ボイラー室外機等）については、見舞金のお支払いの対象とします。

5 併用住宅の居住でない部分の評価割合を居住部分に同じとします。

- これまで人が居住する部分と店舗、作業所等の業務に使用する部分を一つの建物に併せ持つ併用住宅について、居住でない部分の評価割合を居住部分より低く算出して、見舞金をお支払いしていましたが、その評価割合を居住部分に同じとします。

改定前	改定後
居住部分 100%に対して 店舗 70%または60%、作業所 50%、倉庫 40%、車庫 30%、土間 20%	居住部分、居住でない部分とも同じ

6 その他の見直し

- その他、見舞契約の契約内容をよりわかりやすくするために、災害見舞約款について、新たな用語の定義の設定や文言の修正等を行います。

改元に伴う新元号への読み替えについて

平成31年5月の改元に伴い、当協会が発行している見舞契約証、見舞契約継続証その他の書類で、「平成」で印字されているものについては、改元以降は新元号に読み替えるものとし、新元号での再発行は行わないこととしますので、ご了承願います。



ご不明な点につきましては、お近くの代理店、担当者またはフリーダイヤル（0120-301-989）にお問い合わせください。